

# 「和歌山の未来をつくるその一票」

## 和歌山県知事選挙 11月30日(日)

### 【投票日】

平成26年11月30日(日)

### 【選挙権】

この選挙に投票できる方は、次の要件をいずれも満たす方です。

- 平成6年12月1日以前に生まれた方
- 本年8月12日(火)以前から、引き続き有田川町の住民基本台帳に登録されている方

### ◆和歌山県外へ転出された方は、投票することができません。

票所入場整理券に記載されている投票所および投票時間をよくご確認の

◆本年8月13日(水)以降、和歌山県内の他の市町村に転出された方で、有田川町の選挙人名簿に登録されている方は、有田川町で投票することができません。投票には、最寄りの市町村で発行された「引き続き県内の区域内に住所を有する旨の証明書」が必要です。

### 【投票所・投票時間】

投票日「11月30日(日)」には、投票所入場整理券に記載されている投票所および投票時間をよくご確認の

投票区	投票所	対象地域	閉鎖時刻
吉備地区	1 有田川町役場吉備庁舎	天満・土生・高瀬・植野・奥	19:00
	2 きび中央保育所	北筋・出・中・尾中・角	19:00
	3 水尻公民館	水尻・明王寺・熊井	19:00
	4 吉備浄化センター	一ツ松・小島・野田・長田・上中島	19:00
	5 田殿小学校	田口・大谷・井口・賢・船坂・長谷	19:00
	6 田角公民館	大賀畑・田角	18:00
	7 秋葉公民館	上徳田・下徳田・秋葉・奥徳田・垣倉・庄・吉見	19:00
	8 きび会館	庄一・庄二・畑浦・垣倉・東丹生図・西丹生図	19:00
金屋地区	9 金屋文化保健センター	中野・市場・中井原・金屋・長谷川・丹生・糸野	19:00
	10 小川小学校	伏羊・小川・吉田・有原・青田	19:00
	11 石垣公民館	吉原・歎喜寺・糸川・松原	19:00
	12 修理川地区集会所	修理川	18:00
	13 宇井苔へき地集会所	宇井苔	17:00
	14 西ヶ峯地区コミュニティセンター	西ヶ峯上・西ヶ峯下・中・中峯・本堂・沼田・彦ヶ瀬・瀬井・畦田	18:00
	15 旧早月小学校	延坂・西蘭・尾上・小原・生石	18:00
清水地区	16 下六川地区集会所	下六川・黒松・上六川・西・釜中	18:00
	17 岩倉公民館	岩野河・川口・谷・立石	18:00
	18 粟生住民センター	粟生	18:00
	19 五郷地区生活改善センター	中原・川合・二澤・北野川	18:00
	20 城山西小学校	三瀬川・東大谷・二川・日物川	18:00
	21 境川コミュニティセンター	境川	17:00
	22 楠本区民センター	楠本	18:00
吉備地区	23 沼区民センター	沼・遠井	17:00
	24 宮川地区集会所	宮川・大蔵	17:00
	25 清水保健センター	清水・三田	18:00
	26 下湯川ふるさと村施設	下湯川	17:00
	27 清水公民館上湯川分館	上湯川	16:00
	28 久野原コミュニティセンター	久野原	18:00
	29 安諦地区基幹集落センター	井谷・室川・板尾・杉野原・押手	18:00
	30 沼谷区集会所	沼谷	16:00

うえ、投票をおこなってください。  
「11月30日(日)に、投票できない…」  
こんな投票方法もあります!

### ① 期日前投票

選挙期日に仕事や冠婚葬祭、レジャーなどで投票できない見込みの方は、「期日前投票制度」をご利用ください。

### ■ 投票日時

11月14日(金)～11月29日(土)

午前8時30分～午後8時

### ■ 投票場所

吉備庁舎・金屋文化保健センター・清水行政局・安諦地区基幹集落センター(11月26日(水)8時30分～17時)・城山出張所(11月28日(金)8時30分～17時)の各期日前投票所

身体に重度の障害がある方(身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の要件に該当する方)は、郵便による投票ができます。あらかじめ選挙管理委員会に証明書の交付を受けておく必要がありますので、お早めに有田川町選挙管理委員会までご連絡ください。

※いずれの期日前投票所でも投票できます。ただし、選挙期日には、指定された投票所でのみ投票できません。

### ② 不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した施設(指定病院、指定老人ホームなど)に、入院・入所の方は、その施設内で「不在者投票」をすることができません。また、長期出張中他の市区町村へ出かけられている方は、滞在地の市区町村で不在者投票することができません。

なお、不在者投票を行うには、投票用紙の請求が必要となります。お早めに、それぞれの指定施設や町選挙管理委員会に申し出てください。

### 【郵便などによる不在者投票】

身体に重度の障害がある方(身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の要件に該当する方)は、郵便による投票ができます。あらかじめ選挙管理委員会に証明書の交付を受けておく必要がありますので、お早めに有田川町選挙管理委員会までご連絡ください。

### ■ 問い合わせ

有田川町選挙管理委員会(吉備庁舎総務課内) ☎52-2111